3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するブラジル連邦共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令を尊重することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにブラジル連邦共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、ブラジル連邦共和国の国民が日本国の利益を害するおそれがあると認める場合には、当該ブラジル連邦共和国の国民が入国又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、ブラジル連邦共和国政府に対し三十日前に文書による通告を与える。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二日にブラジリアで

日本国外務大臣　岸田文雄

ブラジル連邦共和国外務大臣

ルイス・アルベルト・フィゲイレド・マシャード閣下

（ブラジル側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国政府が、両国間の友好的な協力関係を促進するため、査証の要件の免除に関し、二千十三年十一月一日から相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを通報する二千十三年九月二日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、回答として、ブラジル連邦共和国政府が、査証の要件の免除に関し、相互主義に基づいて、二千十三年十一月一日から、次の措置をとる用意を有することを閣下に通報いたします。

1　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、(1)日本国政府の外交若しくは領事の任務を実施し又は他の公務を遂行する目的のためにブラジル連邦共和国に入国することを希望するもの又は(2)当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その予定される滞在期間のいかんを問わず、査証を取得することなくブラジル連邦共和国に入国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1(1)にいう目的以外の目的のために継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってブラジル連邦共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくブラジル連邦共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってブラジル連邦共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、ブラジル連邦共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するブラジル連邦共和国の法令を尊重することを免除するものではない。

4　ブラジル連邦共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　ブラジル連邦共和国政府は、日本国の国民がブラジル連邦共和国の利益を害するおそれがあると認める場合には、当該日本国の国民が入国又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　ブラジル連邦共和国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、日本国政府に対し三十日前に文書による通告を与える。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国外務大臣

ルイス・アルベルト・フィゲイレド・マシャード

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○財務省告示第三百二十三号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年九月二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百九十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千五百七十一億三千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千八百二十七億五千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千五百五十九億八千七百七万九千四百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千八百二十六億四千五百二十四万三千二百五十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十五年九月二日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭八厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭八厘三毛

十二　償還期限　平成二十五年十二月二日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十五年九月二日